

災害弔慰金・災害障害見舞金について

3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、死亡した方の遺族に対し弔慰金を支給します。また精神または身体に著しい障害を受けた方に対し、見舞金を支給します。

1 災害弔慰金

(1) 弔慰金の額

区 分	弔慰金の額
生計維持者が死亡した場合	500万円
その他の方が死亡した場合	250万円

(2) 遺族の範囲

配偶者、子、父母、孫、祖父母

2 災害障害見舞金

(1) 見舞金の額

区 分	見舞金の額
生計維持者が障害を受けた場合	250万円
その他の方が障害を受けた場合	125万円

(2) 対象となる障害の程度

- ① 両眼が失明したもの
- ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの
- ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥ 両上肢の用を全廃したもの
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧ 両下肢の用を全廃したもの
- ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が、
①～⑧と同程度以上と認められるもの

詳しい内容については、お問い合わせください。

問い合わせ先：社会福祉課社会班 TEL：62-5317